

決議第2号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和7年3月28日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 令和7年度管内離島行政視察研修及び臨時総会

- (1) 日 時：令和7年5月8日(木)～5月9日(金)
- (2) 場 所：北大東村
- (3) 派遣議員：議長
- (4) 主 催：南部地区市町村議会議長会

2. 町村議会常任委員長・副委員長実務研修会

- (1) 日 時：令和7年5月13日(火) 予定
- (2) 場 所：自治会館
- (3) 派遣議員：正副常任委員長
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

2. 令和7年度町村議会議長・副議長研修会

- (1) 日 時：令和7年5月26日(月)～5月28日(水)
- (2) 場 所：東京都
- (3) 派遣議員：議長・副議長
- (4) 主 催：全国町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。